

岩倉市税務証明及び閲覧等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市税に関する証明、閲覧等及び照会に係る事務（以下「証明事務等」という。）の円滑かつ統一的な取扱いのため必要な事項を定めるものとする。

(証明事務等の根拠)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の10、第382条の2、第382条の3及び他の法令の規定に基づく証明のほか、法令上規定がない事項についても公簿等（法令及び条例の規定により備え付けることとされている諸帳簿並びに職員が職務上作成した文書、公簿、台帳、公文書、地図その他の文書をいう。以下同じ。）により確認できるものについて、証明事務等を行う。

(秘密保持)

第3条 証明事務等については、その性格上、個人の秘密に関する部分が少なくないため、法第22条の規定に抵触することのないように十分留意して行わなければならない。

(市税に関する証明書の種類)

第4条 市税に関する証明書（以下「税務証明書」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 市民税関係

ア 所得証明書

市・県民税課税情報のうち、合計所得金額、各種所得金額、給与・公的年金等収入金額等を記載した証明書

イ 課税証明書・非課税証明書

市・県民税課税情報のうち、課税標準額、年税額、合計所得金額、各種所得金額、給与・公的年金等収入金額、各種所得控除金額等を記載した証明書

ウ 扶養証明書

課税資料に基づき扶養・被扶養を証明するもの

エ 法人の事業証明書

課税資料に基づき法人の所在地及び名称を記載した

証明書

オ 個人の事業証明書

課税資料に基づき個人事業主の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載した証明書

(2) 固定資産税関係

ア 固定資産課税台帳登録事項証明書

土地又は家屋について、法第381条に規定にする固定資産課税台帳登録事項のうち、物件事項（価格及び課税標準額を除く。）を記載した証明書

イ 評価額証明書

土地又は家屋に係る価格（課税標準額及び税相当額を除く。）を含めた固定資産課税台帳登録事項を記載した証明書

ウ 公課証明書

土地又は家屋に係る課税標準額及び税相当額（価格を除く。）を含めた固定資産課税台帳登録事項を記載した証明書

エ 評価額通知書

法第422条の3の規定に基づく通知書

オ 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令（昭和32年3月31日政令第43号）第41条及び第42条第1項の規定に基づく証明書

(3) 収納関係

ア 納税証明書

法第20条の10の規定に基づく証明書

イ 継続検査用軽自動車税（種別割）納税証明書

該当車両の軽自動車税（種別割）について滞納がないことを証明するもの

（税務証明書により証明ができる対象年度）

第5条 税務証明書により証明することができる対象年度は、原則として交付申請のあった日の属する年度（前条第1号ア及びイの交付申請の日が6月1日前である場合はその前年度）及び

その前4か年度分とする。ただし、特別の事情があり、かつ、確認できる場合は、この限りでない。

(税務証明書の交付申請ができる者)

第6条 税務証明書の交付申請ができる者は、次に掲げる者とする。ただし、法人の事業証明書、住宅用家屋証明書及び継続検査用軽自動車税(種別割)納税証明書については、この限りでない。

(1) 納税義務者本人(以下「本人」という。)

(2) 本人と住民票上同一世帯の親族

(3) 納税管理人

納税管理人として既に申告されている者又は納税管理人申告書を持参する者

(4) 相続人

遺産分割協議書又は戸籍謄本等を持参する者

(5) 破産管財人、清算人、成年後見制度により選任された者等
選任された旨を証する書面等を持参する者

(6) 借地人及び借家人

権利関係を示す書面を持参する者

(7) 代理人(納税義務者が法人の場合で、当該法人の代表者を含む。)

委任状、代理権授与通知書その他これらに類するもの(委任者が法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名の記入がされたもの。以下「委任状等」という。)を持参する者。ただし、前4号に掲げる者の代理人においては、当該各号に規定する書類等を持参した者に限る。

(8) 国又は地方公共団体

(9) 国の通知等により交付を受けることを認められた者

(10) その他市長が特に必要と認める者

(税務証明書の交付申請)

第7条 税務証明書を交付する場合には、税務証明書の交付申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、申請書(様式第1、様式第2、様式第3)に申請者及び納税義務者の住所、氏名等の記入を求めるものとする。ただし、納税義務者が法人等

であるときは、当該法人の所在地、名称及び代表者の氏名の記入を求めるものとする。

(申請者に対する本人確認)

第8条 第6条各号に掲げる者が税務証明書を申請する場合には、別表第1に掲げる本人確認書類のいずれか1枚の提示を求めて行うものとする。

2 前項の規定による本人確認ができない場合には、別表第2に掲げる本人確認書類のいずれか2枚の提示を求めて行うものとする。

3 前2項の規定による本人確認ができない場合には、質問等により本人確認を行うものとする。

4 別表第1及び別表第2に掲げる本人確認書類を提示した場合であっても、申請者に疑義があるときは、口頭による質問を行う等慎重を期し、それでも確認ができないときは、税務証明書を交付しない。

(本人確認の省略)

第9条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる税務証明書については、本人確認を求めない。

(1) 法人の事業証明書

(2) 住宅用家屋証明書

(3) 継続検査用軽自動車税(種別割)納税証明書

(郵送による交付申請に係る本人確認等)

第10条 郵送の方法により税務証明書を請求された場合には、本人確認を必要としない場合を除き、別表第1に掲げる本人確認書類のいずれか1点又は別表第2に掲げる本人確認書類のいずれか2点の写しの添付を求めるものとする。

(手数料)

第11条 手数料については、岩倉市手数料条例(平成12年岩倉市条例第7号)の規定による。

(台帳の閲覧等)

第12条 固定資産課税台帳の閲覧及び名寄帳の交付については、証明に準じて取り扱う。ただし、土地・家屋台帳の閲覧及び公図の写しについては、この限りでない。

(照会に対する取扱い)

第13条 公文書により国又は地方公共団体からその行政目的の参考となるために税務関係資料の照会があった場合は、原則として法令等に根拠があるときに限り、照会に応ずる。

2 電話による税額等秘密事項の照会については、本人確認が困難であるため、原則として照会に応じないものとする。ただし、氏名、住所、生年月日、納税通知書番号等を尋ねることにより、本人であると確信できる場合は、照会に応じて差し支えない。

(適用除外)

第14条 電子申請による税務証明書の交付については、電子申請の取扱いによることとし、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

本人確認書類
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、旅券、住民基本台帳カード（写真有）、個人番号カード、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）、無線従事者免許証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（写真・生年月日のあるもの）、外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書又はこれらと同等の書類

別表第2（第8条関係）

本人確認書類
健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード（写真無）、各種年金証書（手帳）、恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、各種医療証、社員証及び学生証、預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、各種会員証、納税通知書、公の機関が発行した資格証明書又はこれらと同等の書類

様式第1 (第7条関係)

所得証明書等交付申請書

岩倉市長 様

年 月 日

★印の証明は、窓口にみえた人が本人以外の場合は委任状等が必要です

窓口にみえた人の	住所	
	氏名	
必要な人の 1月1日現在	住所	岩倉市
	フリガナ	
	氏名	
何に使われますか ○をつけてください	借入・保証人・年金・扶養手続 公営住宅入居・児童手当 保育園入園・授業料軽減 その他 ()	
★所得証明書 () 年中)		通
★課税証明書 () 年度)		通
証 明 願		通

様式第2（第7条関係）

固定資産課税台帳登録事項証明書等交付申請書

閲覧

岩倉市長 様

年 月 日

★印の証明は、窓口のみえた人が本人以外の場合には委任状等が必要で

窓口のみえた人の	住所	
	氏名	
必要な土地・家屋の所在地・地番	土地 岩倉市	番
	家屋 岩倉市	地番
上記所有者の	住所	
	フリガナ	
	氏名	
何に使われますか ○をつけてください	1.車庫証明用 2.建築確認申請用 3.登記用 4.官公庁等提出用 5.資金借入用 6.金融機関提出用 7.資産調査用 8.保証人用 9.裁判所提出用 その他()	
★固定資産課税台帳登録事項証明書	通	証明願 通
★評価額証明書	通	公図の写し 件
★公課証明書	通	土地台帳閲覧 件
★土地評価額通知書	通	家屋台帳閲覧 件
★家屋評価額通知書	通	住宅用家屋証明書 件
★固定資産名寄帳	通	(租税特別措置法の証明)
★固定資産課税台帳閲覧	件	

様式第3（第7条関係）

（表）

納税証明書等交付申請書

★印の証明は、窓口に見えた人が本人以外の場合は委任状等が必要です。

岩倉市長 様

年 月 日

窓口に見えた 人の	住所	
	氏名	
必要な人の 1月1日現在	住所	岩倉市
	フリガナ	
	氏名	
何に使われますか ○をつけてください	借入・保証人・車検・登記 その他（ ）	
★納税証明書（	年度）	通
必要な納税証明書は次のどれですか ○をつけてください	市県民税 固定資産税 国民健康保険税 法人市民税	
軽自動車税（種別割）納税証明書 （標識番号）		通

（裏）

委 任 通 知 書

代理人 住所
氏名

年 月 日生

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任しましたので、通知します。

の請求及び
受領行為。

岩倉市長 様

年 月 日

本人 住所
氏名